

「川越市中小企業退職者共済掛金補助金」制度が 令和7年度から変わります！

令和7年度に申請の受付を行う補助金(令和8年2月頃に申請受付予定)から、次のとおり制度の見直しを行いますのでお知らせします。
(令和7年1月から12月分の掛金分が対象となります。)

見直しの概要

1 補助率

- ・業種による補助率設定を廃止します。
- ・中退共加入従業員数による補助率設定を廃止します。

【現行】

主な業種	中退共加入従業員数	補助率
小売業	1～5人	30%
卸売業	6～10人	25%
サービス業	11～100人 (小売業は50人まで)	23%
その他業種 (製造業等)	1～10人	25%
	11～30人	20%
	31～50人	15%
	51～300人	10%

【見直し後（令和7年度の補助金から）】

主な業種	中退共加入従業員数	補助率
全業種共通 (中小企業者)	【廃止】	一律 20%

2 補助対象経費等

見直し項目	現 行	見直し後（令和7年度の補助金から）
中退共加入従業員の 共済掛金の納付期間	新たに被共済者となってから 3年間	新たに被共済者となってから 2年間
1人当たりの 掛金月額の上限	30,000円	5,000円
1事業者当たりの 交付総額の上限	定めなし (按分により調整することあり)	500,000円 (按分により調整することあり)

3 様式

- ・「補助金交付申請書」(様式第1号)及び「月別・個人別掛金内訳書」(様式第2号)を変更します。

<お問い合わせ先>

川越市 雇用支援課

川越市脇田本町 8 番地 1 (U PLACE 3 階 川越市民サービスステーション内)

TEL 049-238-6702